

耐震

プロジェクト「TOUKA10」
わが家の地震対策は済んでいますか

問い合わせ 都市計画課 前田 ☎(53) 2633

人命や財産に大きな被害を与えた東日本大震災が発生して、約1年半が経過。私たちが住んでいるこの地域では、東海地震の発生が予想されており、大きな被害が想定されます。

市では、災害から一人でも多くの市民の生命や財産を守るため、国や県とともに木造住宅の耐震化を図るプロジェクト「TOUKA10（東海・倒壊）10（ゼロ）」を推進しています。

電話一本で専門家による無料の耐震診断が受けられ、設計費用や工事費用の一部を補助します。対象の家屋に住んでいる人は一度、わが家の地震対策を見直してください。



平成21年8月の地震で半壊した家屋

■補強工事などに対する補助金
 対象▼昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した、耐震補強工事をしていない木造住宅
 申請先 都市計画課

「TOUKA10の流れ」

ステップ1（わが家の専門家診断）
 ・市が派遣する専門家（相談士）による無料の耐震診断を受ける。
 申請方法 電話などで申し込む。

ステップ2（補強計画の作成）

・倒壊の可能性があると診断され、補強工事を希望する場合は耐震補強計画を作成。
 補助金額 上限9万6千円（わが家の専門家診断を実施していない場合 上限10万2千円）
 申請方法 事前に申請書を提出。

ステップ3（耐震補強工事の実施）

・補強計画に基づいて、耐震補強工事を実施。
 補助金額 1棟45万円（65歳以上の人のみで構成される世帯などは55万円）
 申請方法 事前に申請書を提出。

防災

東日本大震災の教訓を必ず生かして
平成24年度 牧之原市総合防災訓練を実施

問い合わせ 防災課 桑田 ☎(23) 0056

今年の防災訓練は東日本大震災を教訓として、駿河トラフから南海トラフを震源域とする巨大地震が突然発生したことを想定して実施します。市民一人一人が、訓練を通じて「自らの命は自ら守る自らの地域は皆で守る」という防災意識を持ち、災害に対する知識と災害時の対応能力を高めるために、積極的に参加してください。

総合防災訓練実施計画

実施日 9月1日(土)
 訓練の流れ

午前6時50分	同報線で訓練実施（中止）のお知らせ
午前8時30分	訓練地発生・訓練開始 「サイレン1分間吹鳴」
午前8時33分	訓練津波警報 「無音無音・エリアメール配信」
正午ころ	同報無線で訓練終了のお知らせ

訓練での実施内容

- 【家庭では】
- ①食料や飲料水などの備蓄品、非常持ち出し品の点検
 - ②家具などの転倒防止の確認や住宅内での安全な避難経路の確保
 - ③身体の安全確保および避難訓練

- ④避難先、家族間での安否、連絡方法の確認
- ⑤専門家による住宅の耐震性の確認や耐震対策の検討など

「自主防災組織では」

- ①津波、山・崖崩れなどが懸念される地域の避難訓練を中心とした実践的訓練
- ②自主防災組織本部の開設、運営訓練および防災資機材などの点検
- ③無線機などを活用した被災状況などの情報収集、伝達訓練
- ④高齢者や障がい者などの災害時要援護者に重点を置いた避難誘導、安否確認訓練
- ⑤中学生や高校生など自主防災組織の将来の担い手となる若い世代が参加する訓練

9月2日に、榛原医師会、歯科医師会、薬剤師会などがいっしょに救護所開設運営訓練を行います。また、同日に富士山静岡空港を

活用した県の防災訓練が実施され、訓練日の1週間程度前から自衛隊機などが飛行します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

募集

平成24年度 市営住宅抽選会
市営住宅の入居希望者を募集します

問い合わせ 都市計画課 川口 ☎(53) 2633

市営住宅は、公営住宅法による収入基準以内で住宅に困っている世帯に、安い家賃で市が貸している住宅です。
 申し込みは随時受け付けています

ですが、申込資格の確認や書類の提出などが必要になります。年に一度、抽選で待機順位を決定し、住宅に空きが生じたときに順番に入居が可能となります。

抽選会

抽選会
 期日 9月28日(金)
 募集団地 上記の団地
 対象期間 平成24年10月1日(月)～平成25年9月30日(日)
 申込方法 都市計画課にある申込書に必要書類を添えて、直接申し込む。
 申込期限 9月14日(金)

市営住宅の申込資格

- ・住宅に困っている
- ・市内に在住または在勤している
- ・同居する親族がいる
- ・連帯保証人がいる
- ・入居者全員の収入合計が基準以内である
- ・入居者全員に市税の滞納がない
- ・入居者全員が健康保険に加入している
- ・団地や自治会の行事に参加可能
- ・入居者全員が暴力団員でない
- ・外国籍の人については日本語が分かる

市営住宅一覧

*設備など詳細については問い合わせください。

名称	所在地	建築年	戸数	間取り
菅ヶ谷団地	菅ヶ谷218番地1	昭和63年～平成元年	52戸	3LDK
ハイツ地頭方団地	地頭方473番地	平成7年～平成9年	54戸	3LDK
静波団地	静波75番地1	昭和53年	24戸	3DK
三栗団地	静谷762番地1	昭和61年	12戸	3DK
湊団地	勝俣2061番地1	平成2年	24戸	3DK
牧之原団地	布引原270番地	平成8年	28戸	2LDK

消防

消防団員と事業所を応援
消防団員が在籍する事業所に対して県の事業税の一部が控除されます

問い合わせ 防災課 大石 ☎(23) 0057

適用税目と対象期間

法人事業税 平成24年4月1日から25年3月31日までの間に終了する各事業年度の事業税
 個人事業税 平成24年、25年の所得に対して課税する平成25年度、26年度の事業税

申請必要書類

- ①資本金または出資金の額を確認できる書類
- ②消防団活動協力事業所に係る証明書類
- ③団員が1人以上いることを証明する書類

認定要件

- ①資本金1億円未満（法人のみ）
- ②消防団活動協力事業所認定証がある
- ③支店など全事業所で取得が必要。活動実績がある消防団員が支店などを含め1人以上いる
- ④支店などを含め全事業所に消防団活動への配慮規定がある

消防団協力事業所

従業員が消防団に在籍し、従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる事業所



消防団協力事業所認定証

*詳細は、県のホームページを「確認ください」
 静岡県消防保安課
<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/event/syobodan.htm>